

「組合員(契約者本人)」の保障内容(15歳～64歳までの組合員の保障内容と掛金)

① 組合員基本型加入内容と掛金

- 年齢区分の年齢は契約有効日(中途加入者は中途有効日)時点の満年齢を適用します。
- 次年度以降の契約有効日において、年齢区分が変わる場合は掛金が変わります。
- 保障内容については、パンフレット18～20ページをご覧ください。

基本型(タイプ)名
年齢区分
15歳～29歳
30歳～44歳
45歳～54歳
55歳～64歳

AYC
月払掛金
2,570円
29歳までが加入可能な若年代向けタイプ

A	B	C
月払掛金		
3,830円	3,430円	2,930円
5,030円	4,230円	3,330円
7,130円	5,630円	4,130円
8,130円	6,330円	4,630円

② 追加型加入 内容と掛金

- こくみん共済 coop の団体定期生命共済の掛金の一部分については生命保険料控除の対象となります。
- 保険料控除申告に必要な共済掛金払込証明書は、こくみん共済 coop から11月末までにお届けいたします。
- けんこう共済補償付分の掛金についての保険料控除証明書は発行されません。

30型	28型	26型	24型	22型	20型	18型	16型	14型	12型	10型	08型	07型	06型	04型
月払掛金(追加型加入の月払掛金額は年齢に関係なく同一です。)														
6,180円	5,740円	5,300円	4,860円	4,420円	3,980円	3,520円	3,060円	2,600円	2,140円	1,680円	1,120円	840円	560円	0円

死亡・重度障がい	病気(含重度障がい)	400万円	500万円 (重度障がいの場合は100万円減)		
交通事故	●左記の事由で死亡したとき給付 ●病気により重度障がいになったときに給付	1,000万円	1,100万円		
不慮の事故		1,000万円	1,000万円		
交通事故	●交通事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付	障がいの程度により 24～1,000万円	障がいの程度により 28～1,100万円		
不慮の事故	●不慮の事故で後遺障がいが生じたとき、障がいの程度により給付	障がいの程度により 24～1,000万円	障がいの程度により 24～1,000万円		
がん	●がんと診断され入院したとき給付 ●初日から退院まで無制限、1日あたり	13,000円	28,000円	23,000円	18,000円
がん以外	●がん以外の病気で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり	8,000円	18,000円	13,000円	8,000円
交通事故	●交通事故で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり	9,000円	20,500円	15,500円	10,500円
不慮の事故	●不慮の事故(けが)で入院したとき給付 ●初日から365日分限度、1日あたり	9,000円	19,000円	14,000円	9,000円
休業補償給付金(日額)	●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で継続して5日以上自宅療養等をしたとき給付 ●入院・自宅療養通算5日～365日分限度、1日あたり	5,000円	10,000円	10,000円	5,000円
交通事故	●交通事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度	2,000円	2,750円		
不慮の事故	●不慮の事故で通院したとき給付、1日あたり ●事故日から180日以内で90日分が限度	2,000円	2,000円		
がん	●がんで所定の手術を受けたとき給付	手術の種類により 5・10・15・25万円			
がん以外	●病気や交通事故、不慮の事故で所定の手術を受けたとき給付	手術の種類により 5・10・20万円			
先進医療費用給付金	●病気(がん含む)や交通事故、不慮の事故で先進医療を受けたとき、医療費用の内の技術料を給付	加入から脱退まで 通算2,000万円限度			
先進医療サポート給付金	●先進医療費用給付金の支払い時に、一時金10万円を給付	一時金10万円			
がん退院給付金	●がんと診断され20日以上継続して入院した場合の退院時に給付	一退院につき 一時金20万円			
長期療養給付金	●180日以上継続して入院したとき給付	一共済事故につき 一時金30万円			
超・長期療養給付金	●がん以外で1年6ヵ月の間に、入院・休業補償給付金が365日分となると給付 ●旅先(海外含む)の事故で要する捜索・救助費用の実費を給付 ●自宅外でけがまたは熱中症による死亡・入院(14日以上)の場合に、罹災の現地入り費用・遺体移送費用を給付	一共済事故につき 500万円限度			
ドナー給付金	●骨髄移植または臓器移植のドナーとして手術したとき給付	入院給付金(がん以外の病気)日額×(入院日数+4日)+30,000円			
疾病障害見舞金	●発病日または更新日直前66歳未満である共済期間中に「心臓の障がい」「腎臓の障がい」「骨盤内臓器の障がい」「ぼうこうの障がい」となった場合に給付	12万円			

※60歳～64歳の基本型(組合員)：新規加入はCのみとなります。(継続加入の方は、同じタイプ(A～C)で継続可能です。)
 ※AYCに配偶者や子どもの保障、追加型・日常生活サポート特約を付けることはできません。がん特約は加入できます。AYCには「賠償責任給付金」「携行品損害給付金(1共済事故につき30万円限度)」があらかじめセットされています。
 (注)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

2,600万円	2,400万円	2,200万円	2,000万円	1,800万円	1,600万円	1,400万円	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	300万円	200万円
5,200万円	4,800万円	4,400万円	4,000万円	3,600万円	3,200万円	2,800万円	2,400万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	600万円	400万円
5,200万円	4,800万円	4,400万円	4,000万円	3,600万円	3,200万円	2,800万円	2,400万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	600万円	400万円
64～4,200万円	64～4,000万円	64～3,800万円	64～3,600万円	64～3,400万円	64～3,200万円	56～2,800万円	48～2,400万円	40～2,000万円	32～1,600万円	24～1,200万円	16～800万円	12～600万円	8～400万円
64～4,200万円	64～4,000万円	64～3,800万円	64～3,600万円	64～3,400万円	64～3,200万円	56～2,800万円	48～2,400万円	40～2,000万円	32～1,600万円	24～1,200万円	16～800万円	12～600万円	8～400万円
6,000円	4,000円	3,000円	2,000円										
6,000円	4,000円	3,000円	2,000円										

※60歳～64歳の追加型(組合員)：新規加入は06型・04型のみ、継続加入は既加入の型または20型のいずれか小さい型までとなります。

③ 特約の加入 内容と掛金と年齢区分

けんこう共済アシストにご加入の方(けんこう共済アシストに新規加入される方含む)が対象です。(特約のみの加入は出来ません。)

賠償責任給付金(注)	●日常生活においてに損害を与えたとき給付(自賠責は対象外) (個人賠償) (国内・国外)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】	●第三者の身体や所有物に損害を負ったとき給付。バイクなどによる交通事故によるものは対象外(個人賠償)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】
	●日常生活においてに損害を与えたとき給付(自賠責は対象外) (個人賠償) (国内・国外)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】	●第三者の身体や所有物に損害を負ったとき給付。バイクなどによる交通事故によるものは対象外(個人賠償)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】
携行品損害給付金(注)	●日常生活においてに損害を与えたとき給付(自賠責は対象外) (個人賠償) (国内・国外)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】	●第三者の身体や所有物に損害を負ったとき給付。バイクなどによる交通事故によるものは対象外(個人賠償)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】
ホールインワン給付金	●日常生活においてに損害を与えたとき給付(自賠責は対象外) (個人賠償) (国内・国外)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】	●第三者の身体や所有物に損害を負ったとき給付。バイクなどによる交通事故によるものは対象外(個人賠償)	●日本国内で他人の物を日本国内外から借りた物や預かって破損し、または盗まれたため、法律上合に給付。【受託品】

(注)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、給付金が差し引かれます。

日常生活サポート特約
 ①契約者本人 ②契約者本人の配偶者(※1) ③契約者本人またはその配偶者(※1)と同居の親族(※2)・別居の未婚の子(※3) ④契約者本人が未成年者または賠償事故を起こした共済の対象責任無能力者の場合、その方の親権者やその他の法定の監督義務者(※4)。
 ⑤「携行品損害給付金」があらかじめセットされています。
 (※1)①②③満24歳以下(※1)内縁関係(同性間)において監督する者は親族に

がん特約	●がん診断給付金 ●がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず給付。 ●<お支払い要件を満たした場合、1年に1回を限度として何回でも>	一時金200万円 (65歳以上は100万円)			
	初めてがん診断確定されたとき	がんが再発・転移したと診断確定されたとき	新たにがんが生じたとき診断確定されたとき		
	●がん特約加入時には、けんこう共済アシスト基本型および追加型とは別に健康告知が必要です。 ●保障開始日直前の待機期間はありません。 ●上皮内がん、白血病も200万円(65歳以上は100万円)をお支払いします。				
年齢区分	月払掛金	給付額	年齢区分	月払掛金	給付額
0歳～29歳	200円	200万円	45歳～54歳	1,200円	200万円
30歳～44歳	500円		55歳～64歳	2,400円	
※新規加入できるのは満64歳まで			継続契約のみ65歳～69歳		
			1900円	1,900円	100万円

日常生活サポート特約とがん特約の有無を選び、年齢区分と交わったところ(A～E)が【特約の有無と年齢区分の型】になります。例)35歳、①基本型A型、②追加型20型、③日常サポート特約有り、がん特約有り⇒型名【A20チ】は掛金。

年齢区分	特約の有無	日常生活サポート特約無し、がん特約無し	日常生活サポート特約有り、がん特約無し	日常生活サポート特約無し、がん特約有り	日常生活サポート特約有り、がん特約有り			
15歳～29歳	ア	0円	カ	600円	サ	200円	タ	800円
30歳～44歳	イ	0円	キ	600円	シ	500円	チ	1,100円
45歳～54歳	ウ	0円	ク	600円	ス	1,200円	ツ	1,800円
55歳～64歳	エ	0円	ケ	600円	セ	2,400円	テ	3,000円

※AYCにがん特約を付ける場合は、「AYCサ」になります。

は、契約者本人が加入すれば次の方が被共済者となります。また、以下に記載の続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。【賠償責任給付金】者本人の配偶者(※1) ③契約者本人またはその配偶者(※1)と同居の親族(※2)・別居の未婚の子(※3) ④契約者本人が未成年者または賠償事故を起こした共済の対象責任無能力者の場合、その方の親権者やその他の法定の監督義務者(※4)。
 ⑤「携行品損害給付金」があらかじめセットされています。
 (※1)①②③満24歳以下(※1)内縁関係(同性間)において監督する者は親族に